

令和4年度「愛南版応援金」申請要領

第1 趣旨及び交付額

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症により町内事業者を経済的影響が生じている状況下での原油価格及び物価の高騰による経営環境のさらなる悪化に対応するため、「愛南版応援金(以下「応援金」という。)」を交付します。

2 交付額

10万円(法人・個人事業者同額)

第2 対象者、交付要件等

1 対象者

応援金の交付を申請する日において、愛南町内に事業所を有する中小企業者及び医療法人、農業法人、NPO法人等の会社以外の法人(※1)(以下「中小企業者等」という。)が対象となります。

法人の場合、町内に本店や主たる事務所がなくても、町内に事業所があれば対象となります。また、個人事業者の場合、町内に住所がなくても、同様に町内に事業所があれば対象となります。

※1：次の①又は②のいずれかを満たす会社以外の法人が対象となります。

- ① 出資の総額(「基本金」を有する法人については、「基本金の額」)が3億円以下であること。
- ② 出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下であること。

参考：中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定める中小企業者の定義

業種	中小企業者 ※資本金、従業員数の一方が下記の場合	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く。)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下

③ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

2 対象とならない事業者

以下のいずれかに該当する事業者は、対象外となります。

- (1) 町税等を滞納している者
- (2) 愛南町暴力団排除条例(平成 23 年愛南町条例第 13 号)第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当する者
- (3) 申請者の事業に係る役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると求められる場合、その申請者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項の風俗営業及び同条第 5 項の性風俗関連特殊営業
- (5) 国及び法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)別表第 1 に規定する公共法人
- (6) 政治団体
- (7) 宗教上の組織又は団体
- (8) 大企業及びみなし大企業
 みなし大企業は、次のいずれかの中小企業者が対象となります。
 - ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- (9) 愛南町が出資し、又は出えんしている法人
- (10) 事業復活支援金又はえひめ版応援金(第 4 弾)の受給者を対象に、他市町が給付する給付金を受給した者

3 交付要件

次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 令和 4 年 4 月 1 日以降において、原油価格及び物価(電気・ガス料金を含む。)の影響を受けていること。
- (2) 事業復活支援金の給付を受けていること。

又は

えひめ版応援金(第 4 弾)の給付を受けていること。

又は

※ 1 『令和 4 年 1 月から 6 月までのうち任意の 1 か月(以下「減収月」という。)の事業収入が、令和 3 年、令和 2 年又は令和元年(平成 31 年)の同月(以下「比較月」という。)と比較して 30%以上減少していること』

又は

※ 2 『令和 4 年 1 月から 6 月までのうち任意の連続する 2 か月(以下「減収 2 か

月」という。)の事業収入が、令和3年、令和2年又は令和元年(平成31年)の同2か月(以下「比較2か月」という。)と比較して各月で15%以上減少していること。』

(3) 比較月又は比較2か月を含む年間事業収入(給付金、補助金、雑収入及び家事消費を除く。)が、法人240万円以上、

『個人事業者120万円以上であること』又は『個人事業者120万円未満で年間事業収入が同年間の他の収入を超えていること。』

(4) 応援金の交付申請者が、町外に本店又は主たる事務所がある法人若しくは町外に住所を有する個人事業者である場合、町内の事業所において(2)の※1又は※2に規定する減収要件を満たしていること。

注) 事業復活支援金又はえひめ版応援金(第4弾)の給付を受けていることは、交付要件になりません。

(5) 応援金の交付を受けた後も、町内で事業を継続する意思があること。

4 各種特例(通常 of 交付額算定ができない中小企業者等向け)

(1) 創業者特例

減収額を算定できない平成31年1月2日から令和4年5月1日までの間に創業した中小企業者等については、特例として、事業収入減少の要件に関して以下のとおり取り扱います。

なお、3 交付要件(3)「比較月又は比較2か月を含む年間事業収入(給付金、補助金、雑収入及び家事消費を除く。)が、法人240万円以上、個人事業者120万円以上であること又は個人事業者120万円未満で年間事業収入が同年間の他の収入を超えていること。」については、適用されません。

① 平成31年1月2日から令和3年7月1日までに創業した事業者

減収月(減収2か月)の事業収入が、法人を設立した年又は開業した年の月平均の事業収入と比較して30%以上(15%以上)減少していること。

② 令和3年7月2日から令和4年5月1日までに創業した事業者

金融機関から融資を受け、又は、支援機関による経営支援等を受け事業を進めている事業者であって、減収月(減収2か月)の事業収入が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた同月(同2か月)の事業収入と比較して30%以上(15%以上)減少していること。

(2) 事業承継特例

収入を比較する減収月と比較月の間又は減収2か月と比較2か月の間に事業の承継を受けた事業者で、減収月(減収2か月)の事業収入が承継前の比較月(比較2か月)の事業収入から30%以上(15%以上)減少している場合、証拠書類等を提出することにより、特例として取り扱うことができます。

(3) 法人成り特例

収入を比較する減収月と比較月の間又は減収2か月と比較2か月の間に個人事業者から法人化した場合は、証拠書類等を提出することで、法人の減収月（減収2か月）の売上台帳等と個人事業者の比較月（比較2か月）を含む確定申告書類の控え等を比較して、特例により申請を行うことができます。

5 その他

対象要件を満たしていないにも関わらず、偽って応援金の給付を受けようとする行為は犯罪です。不正等が判明した場合は応援金の返還に加え、加算金（年率 10.95%）をお支払いいただくとともに、申請者の情報の公表、警察との連携など、厳正に対処します。

第3 申請の流れ

1 申請に必要な書類

応援金の交付を受けようとする方は、次に掲げる書類を令和4年8月31日（水）までに商工観光課まで提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。申請書の控えは、お手元に保管していただくようお願いいたします。

(1) 愛南版応援金交付申請書兼請求書（様式第1号）

(2) 誓約書兼町税等の滞納調査同意書（様式第2号）

(3) 本人確認書類の写し

法人代表者又は個人事業者本人の運転免許証、保険証等の書類

(4) - 1 国と県の給付金を受け取り、それを証明する書類がある場合

ア 事業復活支援金の「給付通知書」（ハガキ）の宛名と通知文面の写し

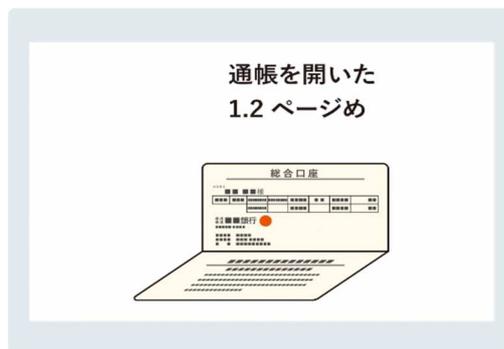


又は

イ えひめ版応援金（第4弾）支給決定通知の写し

- (4)－2 国と県の給付金を受け取ったが、それを証明する書類がない場合
ア 通帳の以下の写し（原本を確認させていただきます。）

※該当部分



+



- (4)－3 国と県の給付金を受け取っていない場合

又は

町外に本店・主たる事務所がある法人や町外に住所を有する個人事業者である場合

- ア 減収月（減収2か月）の収入月額が確認できる書類

中小企業者等が作成している確定申告の基礎となる「売上台帳」等の写しを添付してください。

- イ 比較月（比較2か月）の収入月額が確認できる書類

確定申告書類で、電子申告（e-Tax）で提出した場合は、提出した確定申告書の写しと受信通知の写し（電子申告申請書等完了報告書）の2点を提出してください。

注）町外に本店・主たる事務所がある法人や町外に住所を有する個人事業者である場合、町内の事業所における上記ア又はイの書類が必要です。

【法人の場合】

比較月又は比較2か月を含む「法人税確定申告書（別表一）」（收受日付印が押されているもの）の控え、及び「法人事業概況説明書」の控えを添付してください。

公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）である場合は、比較対象月の収入（寄付金、助成金等を含む）が確認できる書類として、「事業活動計算書」を確定申告書類の代わりに提出することができます。

【個人事業者の場合】

- ① 確定申告が青色申告の方

比較月又は比較2か月を含む「所得税確定申告書（申告書B）第一表」（収

受日付印が押されているもの)の控え及び「青色申告決算書」の控えを添付してください。

② 確定申告が白色申告の方

比較月又は比較2か月を含む「所得税確定申告書(申告書B)第一表」(受日付印が押されているもの)の控え、「収支内訳書」の控え及び「売上台帳」等の写しを添付してください。

③ 住民税申告の方

比較月又は比較2か月を含む「県民税・町民税申告書」の控え、「収支内訳書」の控え及び「売上台帳」等の写しを添付してください。

＜特例適用の場合＞

＜創業者特例における証拠書類＞

① 法人：履歴事項全部証明書

申請日より3か月以内に発行されたもの

② 個人事業者：開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書等

事業の開始が確認できる書類

＜事業承継特例における証拠書類＞

① 比較月又は比較2か月を含む確定申告書類の控え

事業の承継を行った者の名義によるもの

② 個人事業の開業・廃業等届出書

比較月又は比較2か月を含む確定申告書類の控えに記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

＜法人成り特例における証拠書類＞

① 法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書

ア 法人設立届出書

「設立の形態」欄で「個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載していること。

イ 個人事業の開業・廃業等届出書

「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。

② 履歴事項全部証明書

設立日が減収月と比較月の間又は減収2か月と比較2か月の間で、かつ、申請日より3か月以内に発行されたもの

2 申請に必要な書類の入手方法

以下の書類を愛南町ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして御使用ください。

- (1) 申請に必要な各種様式
- (2) 日本標準産業分類表（中分類）

3 申請期間

令和4年7月1日（金）から同年8月31日（水）まで

4 追加書類の提出依頼及び申請内容の確認

申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合等、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、申請内容の確認や説明を求めるために連絡をしたりすることがあります。申請書には必ず、日中（9時～17時）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。

その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、応援金の給付を受ける意思がないものと判断し、申請を却下します。

5 交付及びその通知

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは応援金を交付します。また、本応援金の交付は、申請書類の受理後、速やかに行います。

なお、交付又は却下を決定した際には、申請者あてにその旨を通知します。

6 交付決定の取り消し及び応援金の返還等

応援金の給付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、応援金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、不正受給を行った申請者は、愛南町が指定する期日までに、応援金の返金に加えて、加算金（年率 10.95%）を支払う義務を負います。

第4 申請・問合せ先

〒798-4196 愛南町城辺甲 2420 番地

愛南町役場商工観光課（本庁 2 階） 電話：(0895) 72-7315

第5 その他

1 事業者名等の公表

虚偽や不正等が発覚した場合は、応援金の交付を受けた事業者名等の情報をホームページにて公表することがあります。

2 検査・報告等

本応援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象事業者の

取組について検査を行うとともに報告等を求めることがあります。

3 個人情報の取扱い

申請書類に記載された情報は、本応援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び契約事項を除き、他の目的には使用しません。

4 警察署への照会

行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請の際に暴力団等でない旨の誓約をお願いしており、内容確認のために必要に応じて警察署へ照会を行います。